

第9号議案

文京区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年2月6日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第一号

文京区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

文京区教育委員会会議規則（平成二十七年三月文京区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 教育長は、会議について、インターネット等を介して映像及び音声を共有することができるシステムを活用して行うことができる。

2 前項のシステムを活用して会議に参加した教育長及び委員は、会議に出席したものとみなす。

3 第一項のシステムを活用した会議において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声の送受信により教育長及び委員が適時的確な意見表明を相互に行うことができる。教育長が認めるときは、前項の規定により会議に出席したものとみなすことができる。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第三条の二第一項のシステムを活用して会議に参加した委員については、この限りでない。

第十四条に次の二項を加える。

2 教育長は、必要と認めるときは、第三条の二第一項のシステムを活用して、関係職員を会議に参加させることができる。

3 第三条の二第一項のシステムを活用して会議に参加した関係職員は、会議に出席したものとみなす。

第二十四条第一項中「記名又は無記名投票の三種」を「記名投票、無記名投票又は異義の有無を問う方法の四種」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

文京区教育委員会会議規則（平成二十七年教育委員会規則第二号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第三条の二 教育長は、会議について、インターネット等を介して映像及び音声を共有することができるシステムを活用して行うことができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 前項のシステムを活用して会議に参加した教育長及び委員は、会議に出席したものとみなす。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 第一項のシステムを活用した会議において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声の送受信により教育長及び委員が適時的確な意見表明を相互に行うことができると教育長が認めるときは、前項の規定により会議に出席したものとみなすことができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第六条 委員の議席は、教育長がこれを定め氏名標を付する。ただし、第三条の二第一項のシステムを活用して会議に参加した委員については、この限りでない。</p>	<p>第六条 委員の議席は、教育長がこれを定め氏名標を付する。</p>
<p>第十四条 （略）</p>	<p>第十四条 （略）</p>
<p>2 教育長は、必要と認めるときは、第三条の二第一項のシステムを活用して、関係職員を会議に参加させることができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 第三条の二第一項のシステムを活用して会議に参加した関係職員は、会議に出席したものとみなす。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第二十四条 採決の方法は、<u>挙手、記名投票、無記名投票又は異義</u></p>	<p>第二十四条 採決の方法は、<u>挙手、記名又は無記名投票の三種と</u></p>

の有無を問う方法の四種とし、教育長が定める。

2 (略)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

し、教育長が定める。

2 (略)